

地域密着型通所介護

運営指導（実地指導）の結果を踏まえた留意事項等について

①（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

【ポイント】

- ・利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者に対して交付する必要がある。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 通所介護計画の作成	通所介護計画を利用者に交付していない状態が見受けられた	通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付すること

② (運営規程)

第 59 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

【ポイント】

- ・運営規定に定めた事項に変更がある場合は、変更届の提出が必要になります。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 運営規程	記載内容に実際の運営状況と異なるものがあつた	運営規程を遵守した事業運営を行うこと
運営基準 運営規程	運営規程に定めた研修，避難訓練等ができていない	運営規程を遵守した事業運営を行うこと

③（勤務体制の確保等）

第 59 条の 13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【ポイント】

- ・事業者は資質の向上の機会のために、従業者の研修の機会を確保する必要があります。
- ・年間計画を立てるなど、計画的に実施をしてください。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 勤務体制の確保	外部での研修の機会など、研修参加の機会を計画的に確保されていない	従業者の資質向上のために、計画的に研修の機会を確保すること

④（非常災害対策）

第 59 条の 15 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【ポイント】

- ・非常災害計画は、想定される非常災害の種類ごとに、具体的な計画を立てる必要があります。
- ・訓練については、地域住民に参加の呼びかけを行うなど、非常時には協力できる体制の構築に努めることが大切です。
- ・訓練だけでなく、策定した計画の従業者への周知など、災害教育にも取り組むことが大切です。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 非常災害対策	年 2 回の実施計画を立てている避難訓練が年 1 回しか行われていない	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと
運営基準 非常災害対策	避難訓練に地域住民が参加していない	訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

⑤ (地域との連携等)

第 59 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

【ポイント】

- ・運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成します。
- ・半年に 1 回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望や助言等を聴取してください。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 地域との連携等	日常的な地域住民等との交流、地域活動への参加が確認できない	利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、日常的な地域住民との交流や地域活動の参加を積極的に行うこと
運営基準 地域との連携等	運営推進会議の設置の規定がなく、運営推進会議が未開催であった	運営推進会議はおおむね 6 月に 1 回以上開催し、活動状況の報告・評価を受けるとともに、地域住民等との連携及び協力を行うなど地域との交流を図ること

⑥（事故発生時の対応）

第 59 条の 18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 59 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

【ポイント】

- ・再発を防ぐための、事故原因を解明し、対策を講じる必要があります。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 事故発生時の 対応	事故報告書の提出が必要なケースが見受けられたが、市に対し事故報告書が提出されていない	総社市介護保険事故報告事務取扱要領を再度確認し、市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること
運営基準 事故発生時の 対応	事故発生の記録に家族・居宅介護支援事業所等への連絡欄が未記入のものがあった	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行い、事故の状況及び処置について記録すること